

熊本城の沿革

熊本城は、熊本市の中心部に位置し、肥後半国の領主として入城した加藤清正が慶長12年(1607年)に完成させた平山城です。

加藤氏の改易後は細川氏によって幕末まで維持管理され、明治10年(1877年)の西南戦争の際には主戦場の一つとなり、大小天守を含む本丸中心部の建物が焼失しました。昭和35年(1960年)には天守閣が外観復元され、平成9年(1997年)以降は「熊本城復元整備計画」に基づき、本丸御殿大広間を始めとして多くの櫓の復元整備が行われましたが、平成28年(2016年)の熊本地震により全域的に被災しました。

令和3年(2021年)3月に復興のシンボルとして天守閣が完全復旧しましたが、現在も石垣や建造物の復旧が続いています。熊本城全域の復旧完了は2052年度を予定しており、今しか見ることができない文化財の復旧過程をご覧いただける貴重な機会ととらえ、様々な公開活用の取組を行っています。

熊本城MICEプランの目的

国の特別史跡に指定される熊本城は、市民県民から愛される熊本のシンボルであり、多くの観光客が訪れる熊本市最大の文化観光拠点です。

文化財としての熊本城の価値や歴史をより多くの方に伝え、その魅力をさらに高めていくために、ユニークベニューやイベントの会場として活用できる制度を開始いたしました。活用による使用料は、熊本城における文化財の維持管理等の財源として使用させていただきます。熊本城をさらに魅力的にするアイデアをお待ちしています。



熊本市役所 熊本城総合事務所 総務管理課

〒860-0806 熊本市中央区花畑町9-6 SPring花畑町3階

TEL:096-352-5900 FAX:096-356-5655

MAIL:kumamotojousoumukanri@city.kumamoto.lg.jp



熊本城 MICEプラン

熊本市

熊本城 MICEプラン



① 天守閣内(大天守最上階)



② 天守閣前広場



③ 平左衛門丸



④ 特別見学通路



⑤ 二の丸芝生広場



①～④の区域の用途制限
熊本市都市公園条例に定める「興行」及び「催し」のうち、下記(1)～(3)のいずれかに該当するもの
(1) 企業、学術団体、経済団体等が実施するレセプション
(2) 記念式典、会議、新製品発表会又は展示会
(3) 参加者を限定した見学会等であって、本市における文化観光の振興に資すると認められるもの

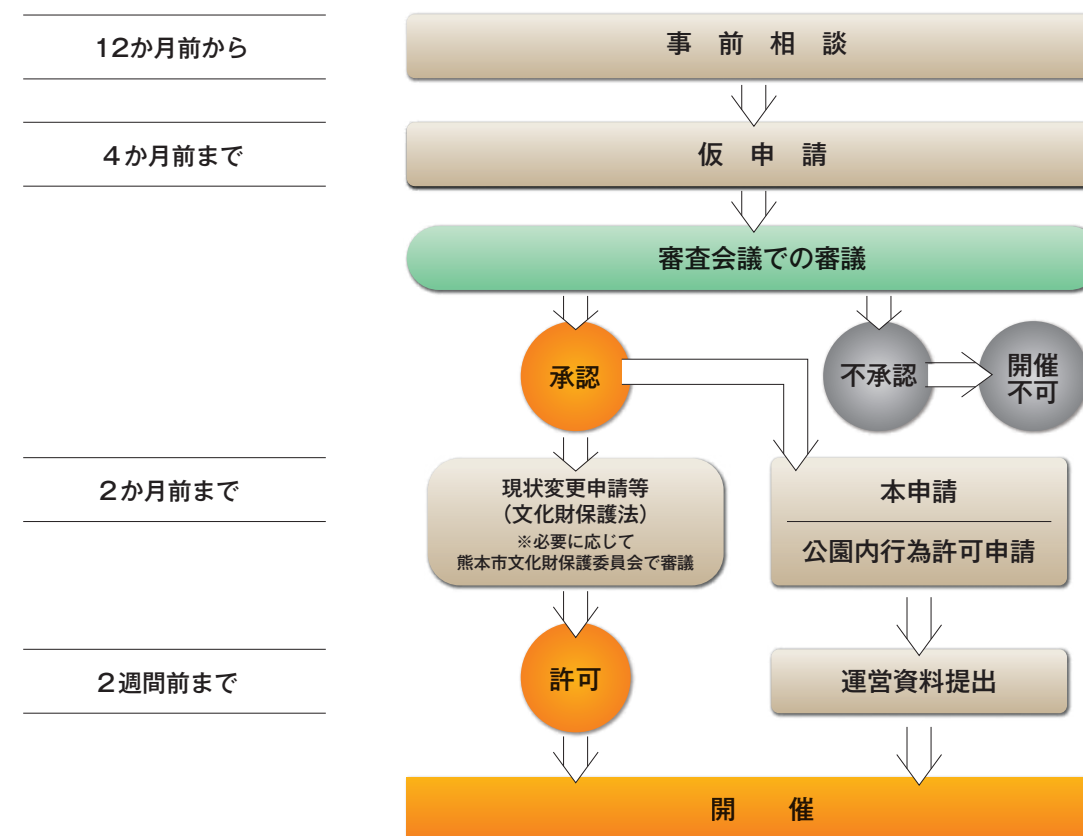
⑤の区域の用途制限
熊本市都市公園条例に定める「興行」及び「催し」
※使用面積は広場全体(38,000㎡)の半分を上限とする

対象となる事業(許可基準)

開催を許可する催事は、以下の各号に掲げるすべての要件を満たすものとなります。

- 1 特別史跡熊本城跡の本質的価値である遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと
- 2 参加者に対して特別史跡熊本城跡の本質的価値や保存の重要性を伝える機会を設けること
- 3 熊本城の価値や魅力を広く周知させるものであること
- 4 熊本城の価値や魅力を向上させるものであること
- 5 熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること
- 6 開催後に熊本城の景観を変えるおそれのないこと
- 7 熊本城の復旧事業の妨げになるおそれのないこと

手続きの流れ



料金

会場	面積	時間	料金	備考
① 天守閣内(大天守最上階)	67m ²		30万円	屋内
② 天守閣前広場	2,000m ²	6:00～8:30 及び	100万円	屋外
③ 平左衛門丸	1,000m ²	17:30～21:00	50万円	屋外
④ 特別見学通路	900m ²		20万円	屋外
⑤ 二の丸芝生広場	19,000m ²	8:00～21:00	200万円	屋外

※①～④は1回あたり、⑤は1日あたりの料金(設営費用等は含まれておりません)